

# 公 告

制限付一般競争入札の実施について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月22日

石川県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 栗 貴 章

## 1 対象事業

- (1) 件 名  
石川県後期高齢者医療被保険者証等作成業務
- (2) 業務場所  
石川県後期高齢者医療広域連合事務局 他
- (3) 業務の仕様等  
詳細は、仕様書・手順書による。

## 2 入札参加資格

下記の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 石川県の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 本件入札に関わる参加申込締切日から契約締結日までの間において、石川県及び石川県のいずれの市町においても入札に係る指名停止措置又は資格停止措置を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク等を取得しており、契約締結の日から履行期限まで使用できる事業者であること。又は、その間に更新予定の事業者であること。
- (5) 県内に本店(本社)又は営業所を有すること。
- (6) 石川県後期高齢者医療被保険者証等の製版・印刷・封入封緘の全工程を自社で行うこと。
- (7) 本件公告日より過去2年間において、本件と同等又は類似の契約を国又は地方公共団体と締結し、履行した実績を有すること。
- (8) 委託者の指定する県内各所の郵便局への引き渡し及び窓口発行用帳票の納入を行うこと。

## 3 参加申込

「制限付一般競争入札参加資格確認申請書」提出要領に従って、必要書類を提出すること。

### (1) 提出先及び問い合わせ先

石川県後期高齢者医療広域連合 事務局総務課  
金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階  
電 話：076-213-5171（代）  
FAX：076-223-0144  
電子メール：post@ishikawa-kouiki.jp

※申請書については、下記アドレスから取り出してください。

<http://www.ishikawa-kouiki.jp/others/public/>

- (2) 提出期間 令和6年5月10日（金）午後5時まで  
月曜日から金曜日までの平日（土日を除く。）

(3) 提出時間 上記期間の午前9時から午後5時まで

4 仕様書の閲覧について

仕様書については、下記アドレスからダウンロードしてください。

<http://www.ishikawa-kouiki.jp/others/public/>

5 仕様書に関する質問及び回答

	期間・期日・期限	提出様式
質問の受付	令和6年4月22日(月)から 令和6年5月8日(水)まで	様式自由 (郵送の場合必着)
回答	令和6年4月23日(火)から 令和6年5月9日(木)まで	FAX または E-Mail にて回答

※質問の回答はホームページで公開する場合があります。

6 入札執行場所及び日時等

石川県後期高齢者医療広域連合 会議室

(金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階)

令和6年5月22日(水) 午後2時30分

7 積算内訳書の提出

入札時に入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

積算内訳書の様式は、下記アドレスから取り出してください。

<http://www.ishikawa-kouiki.jp/others/public/>

積算内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

9 入札保証金

石川県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成19年石川県後期高齢者医療広域連合規則第13号)第117条の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の入札保証金を入札書提出時に納付しなければなりません。

ただし、石川県後期高齢者医療広域連合財務規則第119条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除します。

10 契約保証金

石川県後期高齢者医療広域連合財務規則第139条の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、石川県後期高齢者医療広域連合財務規則第141条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

11 部分払

石川県後期高齢者医療広域連合財務規則第154条の規定により、1回目被保険者証の納入後に部分払をすることができます。

## 12 入札の方法

本入札は総価入札であるため、入札書に記載する金額は総価とします。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 13 落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認められた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。

## 14 契約書の要否

## 15 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合、又は入札に際し不正の行為があった場合
- (3) 同一事項の入札に2つ以上入札した場合
- (4) 他人の代理人を兼ね、二人以上の代理をした場合
- (5) 入札者の記名押印がない場合、又は入札書の記載事項が不明確な場合
- (6) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合  
(ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とする。)
- (7) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合
- (8) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。

①次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②次に掲げる人的関係がある場合

ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

## 16 その他

- (1) 無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。
- (2) 再度入札は1回とします。（第1回を含めて2回）
- (3) 入札書等の様式例については下記アドレスを参照してください。

<http://www.ishikawa-kouiki.jp/others/public/>

- (4) この公告及び詳細については、石川県後期高齢者医療広域連合総務課までお問い合わせください。（電話：076-213-5171）